


<p style="text-align: center;"><b>岡山県公報</b></p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p style="text-align: center;">【告示】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 指定居宅サービスの事業の廃止</li><li>○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新</li><li>○ 道路の区域変更</li></ul>
<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>	<p style="text-align: center;">指導監査室 健康推進課 道路整備課</p>
		
<p style="text-align: center;">目次</p>		
<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>		

# 令和元年10月21日 岡山県公報 第12137号

## ◎岡山県告示第四百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年十月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

備北介護センター「うらら」

#### 2 所在地

岡山県高梁市落合町近似一三九〇番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人明愛会備北介護センター

#### 2 所在地

岡山県高梁市落合町近似一三九〇番地一

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年九月三十日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇五三六

### 五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人仁誠会瀬戸内記念病院

瀬戸内市長船町服部二九〇―五

令和元年十月二十一日

# 令和元年10月21日 岡山県公報 第12137号

◎岡山県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠岡井原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市七日市町字焼山三〇四八番一地从 から 井原市七日市町字焼山三〇〇九番地先ま で	新	一五・七 三五・六	四七・四
井原市七日市町字焼山三〇四八番一地从 から 井原市七日市町字焼山三〇〇九番地先ま で	旧	一五・七 四四・七	四七・四